

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること(例:「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」)。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し(廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。)を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書 (保管事業者及び所有事業者用)

6年6月7日

石川県知事 殿



届出者 住所 氏名 電話番号
 〒929-1604 石川県鹿島郡中能登町能登部125甲ノ13番地
 木村織物株式会社
 代表取締役 木村 静夫
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 0767-72-3755

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項 (法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。) の規定に基づき、令和4年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	木村織物株式会社		
保管事業場の所在地	鹿島郡中能登町能登部59部15番地 (〒929-1604)		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	木村 静夫	電話番号	0767-72-3755
保管の場所	鹿島郡中能登町能登部59部15番地		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台あたり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
① QKD 28042	単相変圧器	10KVA	大阪 変圧器	TOSW	1969年 10月		1	101kg	低濃度					北陸7社キ (株)	見直し中	
② 4776 4516	"	20KVA	東芝	PS- 60P20K	1967年 8月		1	145kg	"					"		

(日本産業規格 A列4番)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書 (保管事業者及び所有事業者用)

石川県知事

殿



届出者
住 所
氏 名
電 話 番 号

令和 6 年 6 月 11 日
〒634-0831
檜原市曾我町600番地
藤井株式会社
代表取締役 藤井 幹 晴
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
0744-22-3381

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項 (法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づき、令和 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	藤井株式会社 能登工場		
保管事業場の所在地	石川県鹿島郡中能登町能登部 下73部の1		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	佐藤光三郎	電話番号	0767-72-2481
保管の場所	藤井株式会社 能登工場		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等				処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月		表示記号等	台数又は容器の数		総重量 (1台当たり 重量×台数)	容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別		
③ 30-1	三相変圧器	30kVA	日立製作所	HG-YTC	1972年12月		1台	256kg	低	無	無	混在	無		
④ 30-2	単相変圧器	20kVA	北陸電機製作所	OK	S45年(1970)2月		1台	158kg	低	無	無	混在	無		
⑤ 30-3	油入開閉器	-	弾電機	-	-		1台		低	有	有	混在	無		

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台あたり重量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号(平成28年度の保管状況を届け出る場合の例: 28-001)を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器(トランス)等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること(例: 不燃性油)。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数(個数)を、その他のものについては保管している容器の数(缶数等)を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数(個数)を把握することができないときは、保管している容器の数(缶数等)を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数(個数)を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること(例: 「ドラム缶」、「なし」)。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること(例:「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」)。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し(廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。)を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること(例:「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」)。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し(廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。)を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

2022年 4月 1日

お客様 各位

〒604-0845 京都市中京区烏丸通御池上る

ニチコン株式会社

環境担当窓口 堀井 清吾

TEL 075-241-5320

(公印省略)

オイルコンデンサ等のPCB含有状況の見解について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記のことにつきまして、以下のとおり報告させていただきます。

記

下記製品については、PCB油（高濃度PCB）使用のコンデンサ等には該当しておりません。但し、微量（低濃度）PCBの混入可能性については否定できません。

なお、弊社製コンデンサ等のPCB使用の有無、並びに微量 PCB の混入可能性に関する見解については、弊社公式ホームページにてご報告させていただきます。

1. 対象品

機器名称	製造年月
オイルコンデンサ	1972年4月～2004年3月
放電コイル（油入）	1950年8月～2004年3月
その他、特殊機器（油入）	1950年8月～2004年3月

2. 関連サイト（ニチコン公式ホームページ）

「PCB関連でよくあるご質問と回答（FAQ）」

https://www.nichicon.co.jp/business/capacitors_power_equipment/pcb/eco04/

「微量 PCB の混入可能性に関する見解について」

https://www.nichicon.co.jp/business/capacitors_power_equipment/pcb/eco03/

「PCB 使用コンデンサの判別について」

https://www.nichicon.co.jp/business/capacitors_power_equipment/pcb/eco01/

3. お客様へのお願い

1990年から2004年3月までに生産された油入機器（コンデンサ、放電コイル等）のPCB分析結果を収集しております。ご協力頂けるお客様につきましては、上記、環境担当窓口までご一報頂きます様よろしくお願い申し上げます。

4. 文書の個別対応について

2022年4月1日より、弊社の組織変更に伴い運用方針等が変わり、誠に勝手ながら、「お客様名」「品番・形式」「製造番号」「製造年」「物件名等」の個別記載はご容赦させて頂いております。合わせて「公印」も省略させて頂いております。いろいろとご不便をお掛けし大変申し訳ありませんが、何卒ご理解賜ります様よろしくお願い申し上げます。

以上

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) 巨票

交付年月日	2024 年 月 日	交付番号	45114172434	整理番号		交付担当者	氏名 松江 美春
事業(排出者)	氏名又は名称	鳥屋砂工業株式会社		事業(排出事業場)	名称	鳥屋砂工業株式会社	
	住所	〒 928-1708	電話番号 0767-74-0231		所在地	〒 928-1708	電話番号 0767-74-0231
産業廃棄物	種類	特別管理産業廃棄物		数量(及び単位)	有姿	有姿	
	産業廃棄物の名称	PCB等		有害物質等	PCB	処分方法 焼却	
中間処理産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)						
最終処分場所	<input type="checkbox"/> 帳簿記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり						
運搬受託者(区間1)	氏名又は名称	日本海環境サービス株式会社		運搬先の事業場	名称 日本海環境サービス株式会社 環境保全グループ		
	住所	〒 930-0848	電話番号 076-444-8800	所在地	〒 930-0848	電話番号 076-476-6151	
運搬受託者(区間2)	氏名又は名称	有限会社ネクスト		運搬先の事業場	名称 群桐エコロ株式会社		
	住所	〒 347-0121	電話番号 0460-70-0152	所在地	〒 370-0331	電話番号 0276-55-0500	
運搬受託者(区間3)	氏名又は名称			運搬先の事業場	名称		
	住所	〒	電話番号	所在地	〒	電話番号	
処分受託者	氏名又は名称	群桐エコロ株式会社		積替え又は保管	名称		
	住所	〒 370-0331	電話番号 0276-55-0500	所在地	〒	電話番号	
運搬の受託(区間1)	(受託者の氏名又は名称)	(受領欄)	運搬終了年月日	2024年7月11日	有価物拾集量	数量(及び単位)	
運搬の受託(区間2)	(受託者の氏名又は名称)	(受領欄)	運搬終了年月日	2024年7月28日	有価物拾集量	数量(及び単位)	
運搬の受託(区間3)	(受託者の氏名又は名称)	(受領欄)	運搬終了年月日	年月日	有価物拾集量	数量(及び単位)	
処分の受託	(受託者の氏名又は名称)	(受領欄)	処分終了年月日	2024年8月14日	最終処分終了年月日	2024年8月15日	
最終処分を行った場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあては委託契約書記載の番号) 群桐エコロ株式会社						
備考・通信欄	TEL (0276)55-0500 FAX (0276)55-0501						
積替用)	発行元：公益社団法人 全国産業資源循環連合会						

中間処理業者→最終処分業者→排出事業者/中間処理業者

照合確認	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日

複製を禁じます
類似品にご注意ください

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること(例:「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」)。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し(廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。)を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から1.0日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書 (保管事業者及び所有事業者用)

令和 6年 6月27日

石川県知事 馳 浩 殿



届出者 〒930-8687
 住所 富山県富山市牛島町15番1号
 氏名 北陸電力送配電株式会社
 代表取締役社長 棚田 一也
 電話番号 076-441-2512

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項 (法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。) の規定に基づき、令和5年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 七尾電力部 新能登変電所		
保管事業場の所在地	石川県鹿島郡中能登町井田わ30番地1		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当 (電力保安担当) 池田 尚広	電話番号	076-202-6955
保管の場所	事業場の所在地と同じ		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台あたり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
31	17-002	その他 (金属類)						2 缶	220.8 kg	不明	ドラム缶 (200L)	囲い有、 掲示有	分別	なし		PCB濃度不明 内容物160.8kg+容器 30kg×2缶
64	18-002	その他電気機械器具 (機械式保護継電器)						1 台	192.4 kg	不明	ドラム缶 (200L)	囲い有、 掲示有	分別	なし		PCB濃度不明 容器30kg

128	20-007-26	その他 (ステンレス容器)						1	缶	3.2	kg	不明	ステンレス容器	囲い有、 掲示有	分別	なし	PCB濃度不明 ドラム缶→ステンレス容器に 表記修正 容器重量4.5kg→3.2kg に修正
129	20-007-27	その他 (ステンレス容器)						1	缶	3.2	kg	不明	ステンレス容器	囲い有、 掲示有	分別	なし	PCB濃度不明 ドラム缶→ステンレス容器に 表記修正 容器重量4.5kg→3.2kg に修正
130	20-007-28	その他 (ステンレス容器)						1	缶	3.2	kg	不明	ステンレス容器	囲い有、 掲示有	分別	なし	PCB濃度不明 ドラム缶→ステンレス容器に 表記修正 容器重量4.5kg→3.2kg に修正
266	24-016	その他 (金属類)						1	缶	71.6	kg	不明	ドラム缶 (200L)	囲い有、 掲示有	分別	なし	PCB濃度不明 容器30kg
320	24-214	その他PCBを含む油 (ソラミ油)						1	缶	79.5	kg	不明	ドラム缶 (200L)	囲い有、 掲示有	分別	なし	PCB濃度不明 容器30kg
334	24-218	その他PCBを含む油 (ソラミ油)						1	缶	36.7	kg	不明	ドラム缶 (200L)	囲い有、 掲示有	分別	なし	PCB濃度不明 容器30kg
662	31-006	ウエス						1	缶	81.5	kg	不明	ドラム缶 (200L)	囲い有、 掲示有	分別	なし	PCB濃度不明 容器30kg
673	32-004	その他 (金属類)						1	缶	72.4	kg	不明	ドラム缶 (200L)	囲い有、 掲示有	分別	なし	PCB濃度不明 容器30kg 誤記の為、ウエス→そ の他(金属類)に修正
674	32-005	その他 (金属類)						1	缶	51.9	kg	不明	ドラム缶 (200L)	囲い有、 掲示有	分別	なし	PCB濃度不明 容器30kg
720	33-008	その他 (金属類)						1	缶	40.0	kg	不明	ドラム缶 (200L)	囲い有、 掲示有	分別	なし	PCB濃度不明 内容物10kg+容器30kg
787	34-009	その他 (ドラム缶)						1	缶	30.0	kg	不明	ドラム缶 (200L)	囲い有、 掲示有	分別	なし	PCB濃度不明 内容物0kg+容器30kg
798	35-001	ウエス						1	缶	40.2	kg	不明	ドラム缶 (200L)	囲い有、 掲示有	分別	なし	PCB濃度不明 内容物 10.2kg+容器30kg 宇出津→新能登へ保管 場所変更
799	35-002	ウエス						1	缶	57.1	kg	不明	ドラム缶 (200L)	囲い有、 掲示有	分別	なし	PCB濃度不明 内容物27.1kg+容器 30kg

800	35-003	✓ その他PCBを含む油 (コンタミ油)						1	缶	111.9	kg	不明	ドラム缶 (200L)	囲い有、 掲示有	分別	なし	PCB濃度不明 内容物81.9kg(91L) + 容器30kg
801	35-004	✓ その他PCBを含む油 (コンタミ油)						1	缶	150.8	kg	不明	ドラム缶 (200L)	囲い有、 掲示有	分別	なし	PCB濃度不明 内容物120.8kg(134.2L) + 容器30kg
802	35-005	✓ その他PCBを含む油 (コンタミ油)						1	缶	205.5	kg	不明	ドラム缶 (200L)	囲い有、 掲示有	分別	なし	PCB濃度不明 内容物175.5kg(195L) +容器30kg
803	35-006	✓ その他PCBを含む油 (コンタミ油)						1	缶	151.5	kg	不明	ドラム缶 (200L)	囲い有、 掲示有	分別	なし	PCB濃度不明 内容物121.5kg(135L) +容器30kg

(日本工業規格 A列4番)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管開始年月日	保管開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				
64	18-002-51	その他電気機械器具 (機械式保護継電器)						1.2 kg	不明	R5. 9. 27	新たに保管	PCB濃度不明 18-002に1.2kg搬入
639	29-012-51	その他PCBを含む油 (コンタミ油)						0.3 kg	不明	R5. 5. 9	新たに保管	PCB濃度不明 29-012に0.3kg(0.33L)搬入→ 108.6kg処分 2023年度ドラム缶を含め全処分
662	31-006-51	ウエス						0.5 kg	不明	R5. 6. 21	新たに保管	PCB濃度不明 31-006に0.5kg搬入
786	34-008-51	ウエス						10.2 kg	不明	R5. 12. 1	新たに保管	PCB濃度不明 34-008に10.2kg搬入→54.5kg 処分 2023年度ドラム缶を含め全処分
790	34-015-51	ウエス						15.8 kg	不明	R5. 5. 9	新たに保管	PCB濃度不明 34-015に15.8kg搬入→59.2kg 処分 2023年度ドラム缶を含め全処分
798	35-001	その他 (ドラム缶) ウエス					1 缶	40.2 kg	不明	R5. 9. 27	新たに保管	PCB濃度不明 宇出津→新能登へ保管場所変更 新規保管 内容24.4kg+容器30kg→34- 015に14.2kg移替
799	35-002	ウエス					1 缶	57.1 kg	不明	R5. 9. 27	新たに保管	PCB濃度不明 内容27.1kg+容器30kg
800	35-003	その他PCBを含む油 (コンタミ油)					1 缶	111.9 kg	不明	R5. 10. 20	新たに保管	PCB濃度不明 内容物81.9kg(91L)+容器30kg
801	35-004	その他PCBを含む油 (コンタミ油)					1 缶	150.8 kg	不明	R5. 10. 20	新たに保管	PCB濃度不明 内容物120.8kg(134.2L)+容器 30kg
802	35-005	その他PCBを含む油 (コンタミ油)					1 缶	205.5 kg	不明	R5. 12. 1	新たに保管	PCB濃度不明 内容物175.5kg(195L)+容器 30kg
803	35-006	その他PCBを含む油 (コンタミ油)					1 缶	151.5 kg	不明	R5. 12. 1	新たに保管	PCB濃度不明 内容物121.5kg(135L)+容器 30kg

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管終了年月日	保管終了理由	移動先の保管の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)					
	該当なし												

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合		参考事項	
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		処分年月日	処分後の廃棄物の種類及び処分先	処分委託年月日	処分受託者の名称		処分年月日
117	20-007-16 その他 (ステンレス容器)						1	缶 3.2 kg	低濃度			R5. 12. 20	オオノ開発 (株)	R6. 3. 22	マニフェストNo. 15525970363 (重量合計：6890kg)
118	20-007-17 その他 (ステンレス容器)						1	缶 3.2 kg	低濃度			R5. 12. 20	オオノ開発 (株)	R6. 3. 22	マニフェストNo. 15525970363 (重量合計：6890kg)
121	20-007-19 その他 (ステンレス容器)						1	缶 3.2 kg	低濃度			R5. 12. 20	オオノ開発 (株)	R6. 3. 22	マニフェストNo. 15525970363 (重量合計：6890kg)
122	20-007-20 その他 (ステンレス容器)						1	缶 3.2 kg	低濃度			R5. 12. 20	オオノ開発 (株)	R6. 3. 22	マニフェストNo. 15525970363 (重量合計：6890kg)
123	20-007-21 その他 (ステンレス容器)						1	缶 3.2 kg	低濃度			R5. 12. 20	オオノ開発 (株)	R6. 3. 22	マニフェストNo. 15525970363 3.3kg→3.2kg(実測による修正) (重量合計：6890kg)
631	20-007-22 その他 (ステンレス容器)						1	缶 3.2 kg	低濃度			R5. 12. 20	オオノ開発 (株)	R6. 3. 22	マニフェストNo. 15525970363 (重量合計：6890kg)
125	20-007-23 その他 (ステンレス容器)						1	缶 3.2 kg	低濃度			R5. 12. 20	オオノ開発 (株)	R6. 3. 22	マニフェストNo. 15525970363 (重量合計：6890kg)
126	20-007-24 その他 (ステンレス容器)						1	缶 3.2 kg	低濃度			R5. 12. 20	オオノ開発 (株)	R6. 3. 22	マニフェストNo. 15525970363 (重量合計：6890kg)
127	20-007-25 その他 (ステンレス容器)						1	缶 3.2 kg	低濃度			R5. 12. 20	オオノ開発 (株)	R6. 3. 22	マニフェストNo. 15525970363 3.9kg→3.2kg(実測による修正) (重量合計：6890kg)

639	29-012	その他PCBを含む油 (コタミ油)						1	缶	108.6 kg	低濃度		R5. 12. 20	オオノ開発 (株)	R6. 3. 22	マニフェストNo. 15527639222 (重量合計: 6500kg)
733	33-011 01-09	その他 (2SC (コンデン サ1) T相)	1667	KVA	日新電 機	PAU	S45.04 (1970)	62420	1	台	3,427.4 kg	低濃度	R5. 12. 20	オオノ開発 (株)	R6. 3. 22	マニフェストNo. 15525970363 (重量合計: 6890kg)
734	33-011 01-10	その他 (2SC (コンデン サ2) T相)	1667	KVA	日新電 機	PAU	S45.04 (1970)	62421	1	台	3,427.4 kg	低濃度	R5. 12. 20	オオノ開発 (株)	R6. 3. 22	マニフェストNo. 15525970363 (重量合計: 6890kg)
735	33-011 01-11	その他 (2SC (コンデン サ3) T相)	1667	KVA	日新電 機	PAU	S45.04 (1970)	62422	1	台	2,989.7 kg	低濃度	R5. 12. 20	オオノ開発 (株)	R6. 3. 22	マニフェストNo. 15527639222 (重量合計: 6500kg)
736	33-011 01-12	その他 (2SC (コンデン サ4) T相)	1667	KVA	日新電 機	PAU	S45.04 (1970)	62423	1	台	2,989.7 kg	低濃度	R5. 12. 20	オオノ開発 (株)	R6. 3. 22	マニフェストNo. 15527639222 (重量合計: 6500kg)
769	33-012	ウエス							1	缶	58.3 kg	低濃度	R5. 12. 20	オオノ開発 (株)	R6. 3. 22	マニフェストNo. 15527639222 (重量合計: 6500kg)
784	34-001	その他 (ステン容器)							1	缶	3.2 kg	低濃度	R5. 12. 20	オオノ開発 (株)	R6. 3. 22	マニフェストNo. 15525970363 (重量合計: 6890kg)
785	34-007	その他 (ステン容器)							1	缶	3.2 kg	低濃度	R5. 12. 20	オオノ開発 (株)	R6. 3. 22	マニフェストNo. 15525970363 (重量合計: 6890kg)
786	34-008	ウエス							1	缶	54.5 kg	低濃度	R5. 12. 20	オオノ開発 (株)	R6. 3. 22	マニフェストNo. 15527639222 (重量合計: 6500kg)
788	34-013	砂利							1	缶	100.0 kg	低濃度	R5. 12. 20	オオノ開発 (株)	R6. 3. 22	マニフェストNo. 15527639222 (重量合計: 6500kg)
789	34-014	砂利							1	缶	140.0 kg	低濃度	R5. 12. 20	オオノ開発 (株)	R6. 3. 22	マニフェストNo. 15527639222 (重量合計: 6500kg)
790	34-015	ウエス							1	缶	59.2 kg	低濃度	R5. 12. 20	オオノ開発 (株)	R6. 3. 22	マニフェストNo. 15527639222 (重量合計: 6500kg)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 七尾電力部 新能登変電所		
所在事業場の所在地	石川県鹿島郡中能登町井田わ30番地1		
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広	電話番号	076-202-6955
所在の場所	事業場の所在地と同じ		

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等				廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項	
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定年月	処分業者との調整状況	台数又は容器の数			総重量 (1台当たり重量×台数)
67 18-005	変圧器(トランス)	150,000 KVA	富士電機		S51.05 (1976)	AD58050T1			1 台	183,700 kg	低濃度	PCB濃度0.7mg/kg 2006.7.3北陸産業保安監督署長提出 ✓
69 33-005	変圧器(トランス)	50 KVA	北陸電機製造	FHB-E0	S62.07 (1987)	B70190 AT1			1 台	260 kg	低濃度	PCB濃度9.6mg/kg 2021.10.4 PCB含有電気工作物設置届 ✓

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

番号	製品の種類	製品の型式等				量		所有開始年月日	所有開始場所	所有開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数				
	該当なし										

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				
	該当なし											

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること(例:「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」)。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し(廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。)を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

31

17-002

内訳表

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 七尾電力部 新能登変電所		
保管事業場の所在地	石川県鹿島郡中能登町井田わ30番地1		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広	電話番号	076-202-6955
保管の場所	事業場の所在地と同じ		

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)			
17-002	✓ その他 (金属類)						2 缶	60.0 kg	不明		ドラム缶本体(空) ✓
17-002-01	✓ その他 (金属類)							160.8 kg	不明		2018年度末 内容物 PCB濃度不明 ✓ 17-002に保管 ✓
							合計	220.8 kg			

64

18-002

内訳表

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 七尾電力部 新能登変電所		
保管事業場の所在地	石川県鹿島郡中能登町井田わ30番地1		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広	電話番号	076-202-6955
保管の場所	事業場の所在地と同じ		

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)			
18-002	その他電気機械器具 (機械式保護継電器)						1 缶	30.0 kg	不明		ドラム缶本体(空) ✓
18-002-01	その他電気機械器具 (機械式保護継電器)							161.2 kg	不明		2018年度末 内容物 PCB濃度不明 18-002に保管 ✓
18-002-51	その他電気機械器具 (機械式保護継電器)							1.2 kg	不明		PCB濃度不明 18-002に保管 ✓
							合計	192.4 kg			

117 20-007-16 内訳表

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 七尾電力部 新能登変電所		
保管事業場の所在地	石川県鹿島郡中能登町井田わ30番地1		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広	電話番号	076-202-6955
保管の場所	事業場の所在地と同じ		

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台あたり重量×台数)			
20-007-16	その他 (ステンル容器)						1 缶	3.2 kg	不明		ステンル容器本体(空) ✓ 1.7kg缶→ステンル容器に表記修正 容器重量4.5kg→3.2kgに修正 ✓
20-007-16	その他 (ステンル容器)							-3.2 kg	不明	処分	PCB濃度不明 2023年度容器ごと処分 ✓
		2023年度 焼却処分済									

合計 0.0 kg

118 20-007-17 内訳表

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 七尾電力部 新能登変電所		
保管事業場の所在地	石川県鹿島郡中能登町井田わ30番地1		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広	電話番号	076-202-6955
保管の場所	事業場の所在地と同じ		

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	状況	参考事項	
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台あたり重量×台数)				
20-007-17	その他 (ステン容器)						1 缶	3.2 kg	不明		ステン容器本体(空) ✓ ドラム缶→ステン容器に表記修正 容器重量4.5kg→3.2kgに修正 ✓	
20-007-17	その他 (ステン容器)							-3.2 kg	不明	処分	PCB濃度不明 ✓ 2023年度容器ごと処分 ✓	
		2023年度 焼却処分済										

合計 0.0 kg ✓

①22 20-007-20 内訳表

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 七尾電力部 新能登変電所		
保管事業場の所在地	石川県鹿島郡中能登町井田わ30番地1		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広	電話番号	076-202-6955
保管の場所	事業場の所在地と同じ		

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	状況	参考事項	
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				
20-007-20	✓ その他 (ステン容器)						1 缶	3.2 kg	不明		✓ ステン容器本体(空) ドラム缶→ステン容器に表記修正 容器重量4.5kg→3.2kgに修正	
20-007-20	✓ その他 (ステン容器)							-3.2 kg	不明	処分	✓ PCB濃度不明 2023年度容器ごと処分	
		2023年度 焼却処分済										

合計 0.0 kg

123 20-007-21 内訳表

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 七尾電力部 新能登変電所		
保管事業場の所在地	石川県鹿島郡中能登町井田わ30番地1		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広	電話番号	076-202-6955
保管の場所	事業場の所在地と同じ		

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)			
20-007-21	✓ その他 (ステンル容器) ✓						1 缶	3.3 kg	不明		✓ ✓ ✓ ステンル容器本体(空) ドラム缶→ステンル容器に表記修正 容器重量4.5kg→3.3kgに修正 ✓
	✓ その他 (ステンル容器) ✓							-0.1 kg	不明	実測による修正 ✓	✓ 3.3kg→3.2kg(実測による修正) ✓
20-007-21	✓ その他 (ステンル容器) ✓							-3.2 kg	不明	処分 ✓	✓ P.C.B濃度不明 2023年度容器ごと処分 ✓

2023年度
焼却処分済

合計 0.0 kg ✓

631 20-007-22 内訳表

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 七尾電力部 新能登変電所		
保管事業場の所在地	石川県鹿島郡中能登町井田わ30番地1		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広	電話番号	076-202-6955
保管の場所	事業場の所在地と同じ		

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)			
20-007-22	✓ その他 (ステン容器)						1 缶	3.2 kg	不明		✓ ステン容器本体(空) ✓ ドラム缶→ステン容器に表記修正 ✓ 容器重量4.5kg→3.2kgに修正
20-007-22	✓ その他 (ステン容器)							-3.2 kg	不明	処分	✓ PCB濃度不明 ✓ 2023年度容器ごと処分
2023年度 焼却処分済											
							合計	0.0 kg	✓		

(125) 20-007-23 内訳表

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 七尾電力部 新能登変電所		
保管事業場の所在地	石川県鹿島郡中能登町井田わ30番地1		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広	電話番号	076-202-6955
保管の場所	事業場の所在地と同じ		

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)			
20-007-23	その他 (ステン容器)						1 缶	3.2 kg	不明		ステン容器本体(空) ✓ ドム缶→ステン容器に表記修正 容器重量4.5kg→3.2kgに修正 ✓
20-007-23	その他 (ステン容器)							-3.2 kg	不明	処分	PCB濃度不明 ✓ 2023年度容器ごと処分 ✓
2023年度 焼却処分済											
合計								0.0 kg			

①26 20-007-24 内訳表

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 七尾電力部 新能登変電所		
保管事業場の所在地	石川県鹿島郡中能登町井田わ30番地1		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広	電話番号	076-202-6955
保管の場所	事業場の所在地と同じ		

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	状況	参考事項	
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数) kg				
20-007-24	その他 (ステンレス容器)						1 缶	3.2 kg	不明		ステンレス容器本体(空) ドラム缶→ステンレス容器に表記修正 容器重量4.5kg→3.2kgに修正	
20-007-24	その他 (ステンレス容器)							-3.2 kg	不明	処分	PCB濃度不明 2023年度容器ごと処分	
		<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> 2023年度 焼却処分済 </div>										

合計 0.0 kg

128 20-007-26 内訳表

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 七尾電力部 新能登変電所		
保管事業場の所在地	石川県鹿島郡中能登町井田わ30番地1		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広	電話番号	076-202-6955
保管の場所	事業場の所在地と同じ		

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台あたり 重量×台数)			
20-007-26	その他 (ステン容器)						1 缶	3.2 kg	不明		ステン容器本体(空) ドラム缶→ステン容器に表記修正 容器重量4.5kg→3.2kgに修正
							合計	3.2 kg			

129

20-007-27 内訳表

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 七尾電力部 新能登変電所		
保管事業場の所在地	石川県鹿島郡中能登町井田わ30番地1		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広	電話番号	076-202-6955
保管の場所	事業場の所在地と同じ		

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台あたり重量×台数)			
20-007-27	その他 (ステン容器)						1 缶	3.2 kg	不明		ステン容器本体(空) ドラム缶→ステン容器に表記修正 容器重量4.5kg→3.2kgに修正

合計 3.2 kg

130

20-007-28

内訳表

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 七尾電力部 新能登変電所		
保管事業場の所在地	石川県鹿島郡中能登町井田わ30番地1		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広	電話番号	076-202-6955
保管の場所	事業場の所在地と同じ		

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)			
20-007-28	その他 (ステンレス容器)						1 缶	3.2 kg	不明		ステンレス容器本体(空) ドラム缶→ステンレス容器に表記修正 容器重量4.5kg→3.2kgに修正
							合計	3.2 kg			

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 七尾電力部 新能登変電所		
保管事業場の所在地	石川県鹿島郡中能登町井田わ30番地1		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当 (電力保安担当) 池田 尚広	電話番号	076-202-6955
保管の場所	事業場の所在地と同じ		

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)			
24-016	✓ その他 (金属類) ✓	✓					1 缶	30.0 kg	不明		ドラム缶本体 (空) ✓
24-016-01	✓ その他 (金属類) ✓	✓						29.2 kg	不明		2018年度末 内容物 PCB濃度不明 24-016に保管
24-016-11	✓ その他 (金属類) ✓	✓						11.1 kg	不明	新たに保管	✓ PCB濃度不明 24-016に保管 重量修正16.7→11.1 ✓
24-016-21	✓ その他 (金属類) ✓	✓						1.3 kg	不明	新たに保管	✓ PCB濃度不明 24-016に保管 ✓
合計								71.6 kg			

220

24-214

内訳表

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 七尾電力部 新能登変電所		
保管事業場の所在地	石川県鹿島郡中能登町井田わ30番地1		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広	電話番号	076-202-6955
保管の場所	事業場の所在地と同じ		

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	状況	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数) kg			
24-214	その他 (ドラム缶)						1 缶	30.0 kg	不明		ドラム缶本体 (空) ✓
24-214-41	その他PCBを含む油 (コンタミ油)							49.5 kg	不明	新たに保管	PCB濃度不明 24-214に保管 55L ✓
合計								79.5 kg			

334

24-218

内訳表

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 七尾電力部 新能登変電所		
保管事業場の所在地	石川県鹿島郡中能登町井田わ30番地1		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広	電話番号	076-202-6955
保管の場所	事業場の所在地と同じ		

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)			
24-218	その他 (ドラム缶)						1 缶	30.0 kg	不明		ドラム缶本体(空)
24-218-41	その他PCBを含む油 (コンタミ油)							6.7 kg	不明	新たに保管	PCB濃度不明 24-218に保管 7.4L
							合計	36.7 kg			

639

29-012

内訳表

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 七尾電力部 新能登変電所		
保管事業場の所在地	石川県鹿島郡中能登町井田わ30番地1		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広	電話番号	076-202-6955
保管の場所	事業場の所在地と同じ		

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台あたり重量×台数)			
29-012	その他 (ドラム缶)						1 缶	30.0 kg	不明		ドラム缶本体 (空)
29-012-41	その他PCBを含む油 (コンタミ油)							78.3 kg	不明	新たに保管	PCB濃度不明 29-012に保管 87L
29-012-51	その他PCBを含む油 (コンタミ油)							0.3 kg	不明	新たに保管	PCB濃度不明 29-012に保管 0.33L
29-012	その他PCBを含む油 (コンタミ油)							-108.6 kg	不明	処分	PCB濃度不明 2023年度容器ごと処分

2023年度
焼却処分済

合計 0.0 kg

662 31-006

内訳表

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 七尾電力部 新能登変電所		
保管事業場の所在地	石川県鹿島郡中能登町井田わ30番地1		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広	電話番号	076-202-6955
保管の場所	事業場の所在地と同じ		

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)			
31-006	ウエス						1 缶	30.0 kg	不明		ドラム缶本体(空)
31-006-11	ウエス							47.3 kg	不明	新たに保管	PCB濃度不明 31-006に保管
31-006-31	ウエス							3.7 kg	不明	新たに保管	PCB濃度不明 31-006に保管
31-006-51	ウエス							0.5 kg	不明	新たに保管	PCB濃度不明 31-006に保管
合計								81.5 kg			

673

32-004

内訳表

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 七尾電力部 新能登変電所		
保管事業場の所在地	石川県鹿島郡中能登町井田わ30番地1		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広	電話番号	076-202-6955
保管の場所	事業場の所在地と同じ		

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)			
32-004	✓ その他 (金属類)	✓	✓	✓	✓	✓	1 缶	30.0 kg	不明		ドラム缶本体 (空) ✓
32-004-21	✓ その他 (金属類)	✓	✓	✓	✓	✓		37.1 kg	不明	新たに保管	✓ PCB濃度不明 32-004に保管 ✓
32-004-31	✓ その他 (金属類)	✓	✓	✓	✓	✓		5.2 kg	不明	新たに保管	✓ PCB濃度不明 32-004に保管
								合計	72.4 kg		

674

32-005

内訳表

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 七尾電力部 新能登変電所		
保管事業場の所在地	石川県鹿島郡中能登町井田わ30番地1		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広	電話番号	076-202-6955
保管の場所	事業場の所在地と同じ		

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)			
32-005	その他 (金属類)						1 缶	30.0 kg	不明		ドラム缶本体 (空)
32-005-21	その他 (金属類)							6.3 kg	不明	移替	25-002より移替
	その他 (金属類)							15.6 kg	不明	移替	25-005より移替
合計								51.9 kg			

720

33-008

内訳表

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 七尾電力部 新能登変電所		
保管事業場の所在地	石川県鹿島郡中能登町井田わ30番地1		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広	電話番号	076-202-6955
保管の場所	事業場の所在地と同じ		

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数) kg			
33-008	その他 (金属類)						1 缶	30.0 kg	不明		ドラム缶本体 (空)
33-008-31	その他 (金属類)							10.0 kg	不明	新たに保管	PCB濃度不明 33-008に保管
							合計	40.0 kg			

769

33-012

内訳表

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 七尾電力部 新能登変電所		
保管事業場の所在地	石川県鹿島郡中能登町井田わ30番地1		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当 (電力保安担当) 池田 尚広	電話番号	076-202-6955
保管の場所	事業場の所在地と同じ		

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	状況	参考事項	
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				
33-012	ウエス						1 缶	30.0 kg	不明		ドラム缶本体 (空) ✓	
33-012-31	ウエス							28.3 kg	不明	新たに保管	PCB濃度不明 33-012に保管 ✓	
33-012	ウエス							-58.3 kg	不明	処分	PCB濃度不明 2023年度容器ごと処分 ✓	
		2023年度 焼却処分済										
		合計							0.0 kg ✓			

784

34-001

内訳表

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 七尾電力部 新能登変電所		
保管事業場の所在地	石川県鹿島郡中能登町井田わ30番地1		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広	電話番号	076-202-6955
保管の場所	事業場の所在地と同じ		

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台あたり 重量×台数)			
34-001	その他 (ステン容器)						1 缶	3.2 kg	不明		ステン容器本体 (空) ✓
34-001	その他 (ステン容器)							-3.2 kg	不明	処分	PCB濃度不明 2023年度容器ごと処分 ✓

2023年度
焼却処分済

合計 0.0 kg

785

34-007

内訳表

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 七尾電力部 新能登変電所		
保管事業場の所在地	石川県鹿島郡中能登町井田わ30番地1		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広	電話番号	076-202-6955
保管の場所	事業場の所在地と同じ		

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	状況	参考事項	
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台あたり 重量×台数)				
34-007	その他 (ステンレス容器)						1 缶	3.2 kg	不明		ステンレス容器本体 (空)	
34-007	その他 (ステンレス容器)							-3.2 kg	不明	処分	PCB濃度不明 2023年度容器ごと処分	
		2023年度 焼却処分済										

合計 0.0 kg

1786

34-008

内訳表

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 七尾電力部 新能登変電所		
保管事業場の所在地	石川県鹿島郡中能登町井田わ30番地1		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広	電話番号	076-202-6955
保管の場所	事業場の所在地と同じ		

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数) kg			
34-008	ウエス						1 缶	30.0 kg	不明		ドラム缶本体 (空)
34-008	ウエス							14.3 kg	不明	新たに保管	PCB濃度不明 34-008に保管
34-008	ウエス							-44.3 kg	不明	処分	PCB濃度不明 2023年度容器ごと処分
34-008 -51	ウエス							10.2kg	不明	新たに保管	PCB濃度不明 34-008に保管
		2023年度 焼却処分済									

合計 0.0 kg

787

34-009

内訳表

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 七尾電力部 新能登変電所		
保管事業場の所在地	石川県鹿島郡中能登町井田わ30番地1		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広	電話番号	076-202-6955
保管の場所	事業場の所在地と同じ		

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台あたり重量×台数)			
34-009	その他 (ドラム缶)						1 缶	30.0 kg	不明		ドラム缶本体 (空)
							合計	30.0 kg			

788

34-013

内訳表

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 七尾電力部 新能登変電所		
保管事業場の所在地	石川県鹿島郡中能登町井田わ30番地1		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広	電話番号	076-202-6955
保管の場所	事業場の所在地と同じ		

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	状況	参考事項	
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
34-013	砂利						1 缶	30.0 kg	不明		ドラム缶本体(空) ✓	
34-013	砂利							70.0 kg	不明	新たに保管	PCB濃度不明 34-013に保管 ✓	
34-013	砂利							-100.0 kg	不明	処分	PCB濃度不明 2023年度容器ごと処分 ✓	
		2023年度 焼却処分済										

合計 0.0 kg

789

34-014

内訳表

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 七尾電力部 新能登変電所		
保管事業場の所在地	石川県鹿島郡中能登町井田わ30番地1		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広	電話番号	076-202-6955
保管の場所	事業場の所在地と同じ		

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)			
34-014	砂利						1 缶	30.0 kg	不明		ドラム缶本体(空)
34-014	砂利							110.0 kg	不明	新たに保管	PCB濃度不明 34-014に保管
34-014	砂利							-140.0 kg	不明	処分	PCB濃度不明 2023年度容器ごと処分
		2023年度 焼却処分済									

合計 0.0 kg

790

34-015

内訳表

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 七尾電力部 新能登変電所				
保管事業場の所在地	石川県鹿島郡中能登町井田わ30番地1				
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広			電話番号	076-202-6955
保管の場所	事業場の所在地と同じ				

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数) kg			
34-015	ウエス						1 缶	30.0 kg	不明		ドラム缶本体(空)
34-015	ウエス							13.4 kg	不明	新たに保管	PCB濃度不明 34-015に保管
34-015-51	ウエス							15.8 kg	不明	新たに保管	PCB濃度不明 34-015に保管
34-015	ウエス							-59.2 kg	不明	処分	PCB濃度不明 2023年度容器ごと処分
		2023年度 焼却処分済									

合計 0.0 kg

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 七尾電力部 新能登変電所		
保管事業場の所在地	石川県鹿島郡中能登町井田わ30番地1		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広	電話番号	076-202-6955
保管の場所	事業場の所在地と同じ		

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台あたり 重量×台数)			
35-001	ウエス						1 缶	30.0 kg	不明		ドラム缶本体(空)
35-001	ウエス							14.2 kg	不明	新たに保管	PCB濃度不明 35-001に保管
35-001	ウエス							-14.2 kg	不明	移替	PCB濃度不明 34-015に移替
35-001	ウエス							10.2 kg	不明	新たに保管	PCB濃度不明 35-001に保管

合計 40.2 kg

799

35-002

内訳表

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 七尾電力部 新能登変電所		
保管事業場の所在地	石川県鹿島郡中能登町井田わ30番地1		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広	電話番号	076-202-6955
保管の場所	事業場の所在地と同じ		

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台あたり重量×台数)			
35-002	ウエス						1 缶	30.0 kg	不明		ドラム缶本体(空)
35-002	ウエス							27.1 kg	不明	新たに保管	PCB濃度不明 35-002に保管

合計 57.1 kg

800

35-003

内訳表

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 七尾電力部 新能登変電所		
保管事業場の所在地	石川県鹿島郡中能登町井田わ30番地1		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当 (電力保安担当) 池田 尚広	電話番号	076-202-6955
保管の場所	事業場の所在地と同じ		

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)			
35-003	✓ その他PCBを含む油 (コンタミ油)	✓					1 缶	30.0 kg	不明		ドラム缶本体 (空) ✓
35-003	✓ その他PCBを含む油 (コンタミ油)	✓						81.9 kg	不明	新たに保管	✓ PCB濃度不明 35-003に保管
合計								111.9 kg	✓		

801

35-004

内訳表

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 七尾電力部 新能登変電所		
保管事業場の所在地	石川県鹿島郡中能登町井田わ30番地1		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広	電話番号	076-202-6955
保管の場所	事業場の所在地と同じ		

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)			
35-004	その他PCBを含む油 (コンタミ油)						1 缶	30.0 kg	不明		ドラム缶本体 (空)
35-004	その他PCBを含む油 (コンタミ油)							120.8 kg	不明	新たに保管	PCB濃度不明 35-004に保管
							合計	150.8 kg			

802

35-005

内訳表

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 七尾電力部 新能登変電所		
保管事業場の所在地	石川県鹿島郡中能登町井田わ30番地1		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広	電話番号	076-202-6955
保管の場所	事業場の所在地と同じ		

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)			
35-005	✓ その他PCBを含む油 (コンタミ油)	✓					1 缶	30.0 kg	不明		ドラム缶本体(空) ✓
35-005	✓ その他PCBを含む油 (コンタミ油)	✓						175.5 kg	不明	新たに保管	PCB濃度不明 35-005に保管 ✓

合計 205.5 kg

803

35-006

内訳表

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 七尾電力部 新能登変電所		
保管事業場の所在地	石川県鹿島郡中能登町井田わ30番地1		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広	電話番号	076-202-6955
保管の場所	事業場の所在地と同じ		

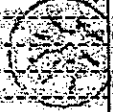
番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	状況	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)			
35-006	✓ 其他PCBを含む油 (コタミ油) ✓	✓					1 缶	30.0 kg	不明 ✓		ドラム缶本体(空) ✓
35-006	✓ 其他PCBを含む油 (コタミ油) ✓	✓						121.5 kg	不明 ✓	新たに保管	✓ PCB濃度不明 35-006に保管 ✓

合計 151.5 kg



マニフェスト番号	15527639222	登録番号	0767-53-4274	登録日	2024/03/18	引渡し担当者	境井 豊
提出事業者	氏名又は名称 北陸電力送配電株式会社 住所 〒930-8687 富山県富山市牛島町15-1 電話番号 076-441-2512 加入者番号 1234417	提出事業場	名称 新能登変電所(石川支社 七尾電力部) 所在地 〒929-1721 石川県鹿島郡中能登町井田730-1 電話番号	運搬番号2		運搬番号3	
産業廃棄物	種類 7410000 廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物 (大分類名称 特定有害産業廃棄物) 有害物質 08 PCB 放射線物質対象外 産業物の名称 PCB汚染物 (電子/紙 マニフェスト番号/交付番号)	数量	7509.000 kg	積定数量	6500.000 kg	数量の確定者	処分業者
中間処理産業廃棄物							
最終処分場所(予定)	所在地(名称【電話番号】) 委託契約書記載のとおり						
取集運搬業者(区間1)	氏名又は名称 北産運輸株式会社 住所 〒931-8453 富山県富山市中田2-1-30 電話番号 076-438-1221 加入者番号 2011629 許可番号 041941	運搬先の事業場	名称 オオノ開発株式会社 東温処分場 所在地 〒791-0321 愛媛県東温市河之内字大小屋乙628番37外 電話番号 089-966-4141	運搬方法	車両	運搬番号(排出)	産1100水6733
備考		重量	6500.000 kg	運搬担当者	石黒英樹	運搬終了日	2024/03/19
処分業者	氏名又は名称 オオノ開発株式会社 住所 〒791-0242 愛媛県松山市北梅本町甲184番地 電話番号 089-976-1234 加入者番号 3016833 許可番号 000875	処分事業場	名称 オオノ開発株式会社 東温処分場 所在地 〒791-0321 愛媛県東温市河之内字大小屋乙628番37外 電話番号 089-966-4141	報告区分	処分(最終)	処分終了日	2024/03/22
備考		処分担当者	上田 徹	受入量	6500.000 kg	最終処分終了日	2024/03/22
最終処分の場所(実績)	所在地(名称【電話番号】) 〒791-0321 愛媛県東温市河之内字大小屋乙628番37外(オオノ開発株式会社 東温処分場【089-966-4141】)						
備考1	最終処分(廃棄物を直接最終処分場へ)						
備考2	コンテナ2台 ドラム缶6本						
備考3							
備考4							
備考5							

B

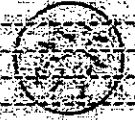




15525970363

マニフェスト番号	15525970363	登録の状態	登録	引継日	2024/03/18	引継担当者	境井 豊
登録番号1	0767-53-4274	登録番号2		登録番号3			
排出事業者	氏名又は名称 北陸電力送配電株式会社 住所 〒930-8687 富山県富山市牛島町15-1 電話番号 076-441-2512 加入者番号 1234417	排出事業場	名称 新能登変電所(石川支社 七尾電力部) 所在地 〒929-1721 石川県鹿島郡中能登町井田730-1 電話番号				
産業廃棄物	種類 7410000 廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物 (大分類名称 特定有害廃棄物) 有害物質 08 PCB 放射性物質対象外 廃棄物の名称 PCB汚染物	数量	7036.000 kg	重量数値	6890.000 kg		
中間処理産業廃棄物	(電子/紙 マニフェスト番号/交付番号)						
最終処分場所(予定)	所在地(名称[電話番号]) 委託契約書記載のとおり						
収集運搬業者	氏名又は名称 北産運輸株式会社 住所 〒931-8453 富山県富山市中田2-1-30 電話番号 076-438-1221 加入者番号 2011829 許可番号 041841	運搬先の事業場	名称 オオノ開発株式会社 東温処分場 所在地 〒791-0321 愛媛県東温市河之内字大小屋乙628番37外 電話番号 089-966-4141	運搬方法	車両	車両番号(輸出)	富山100号2796
区分							
備考							
					重量	6890.000 kg	運搬担当者 原角清信
					有害物質重量		運搬終了日 2024/03/19
処分業者	氏名又は名称 オオノ開発株式会社 住所 〒791-0242 愛媛県松山市北梅本町甲184番地 電話番号 089-978-1234 加入者番号 3018833 許可番号 000875	処分事業場	名称 オオノ開発株式会社 東温処分場 所在地 〒791-0321 愛媛県東温市河之内字大小屋乙628番37外 電話番号 089-966-4141	報告区分	処分(最終)	処分終了日	2024/03/22
最終処分の場所(実績)	所在地(名称[電話番号]) 〒791-0321 愛媛県東温市河之内字大小屋乙628番37外(オオノ開発株式会社 東温処分場[089-966-4141])						
備考1	最終処分(廃棄物を直接最終処分場へ)						
備考2	コンテナ2台 ステンレス容器11個						
備考3							
備考4							
備考5							

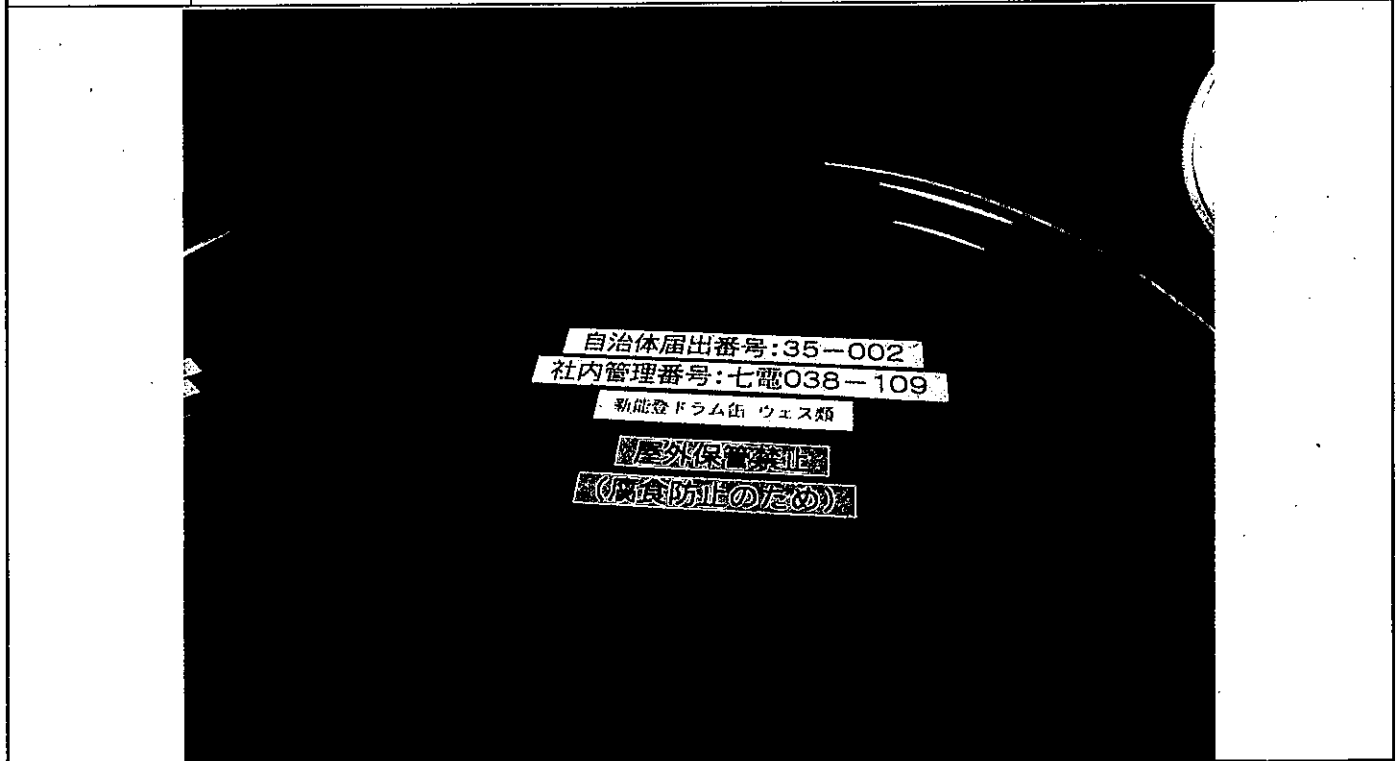
処分責任者(運搬業者)の署名をここに記す

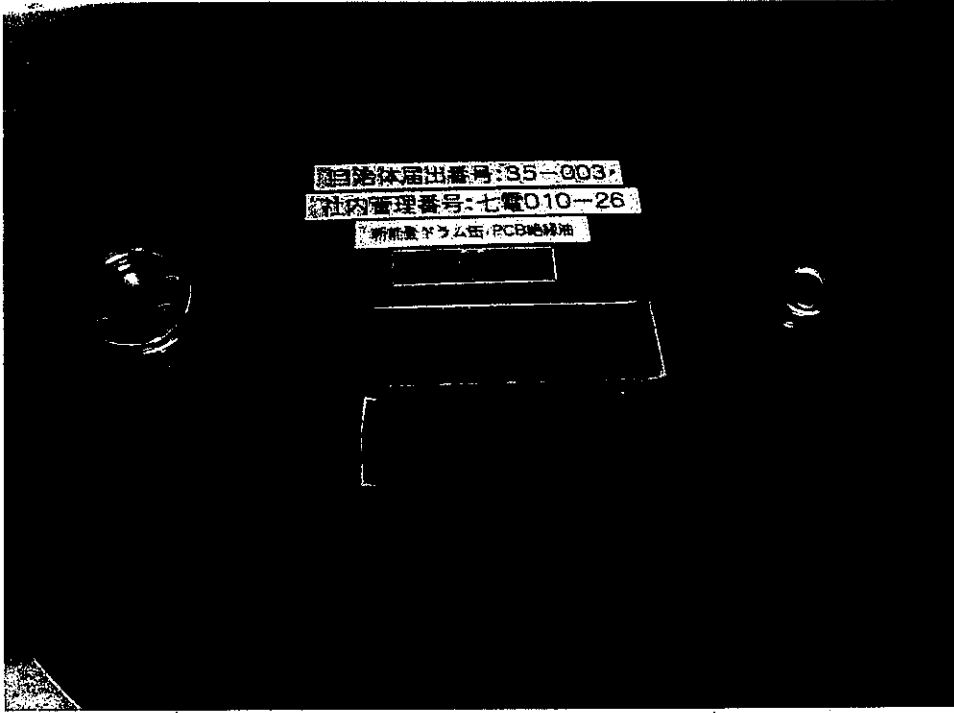


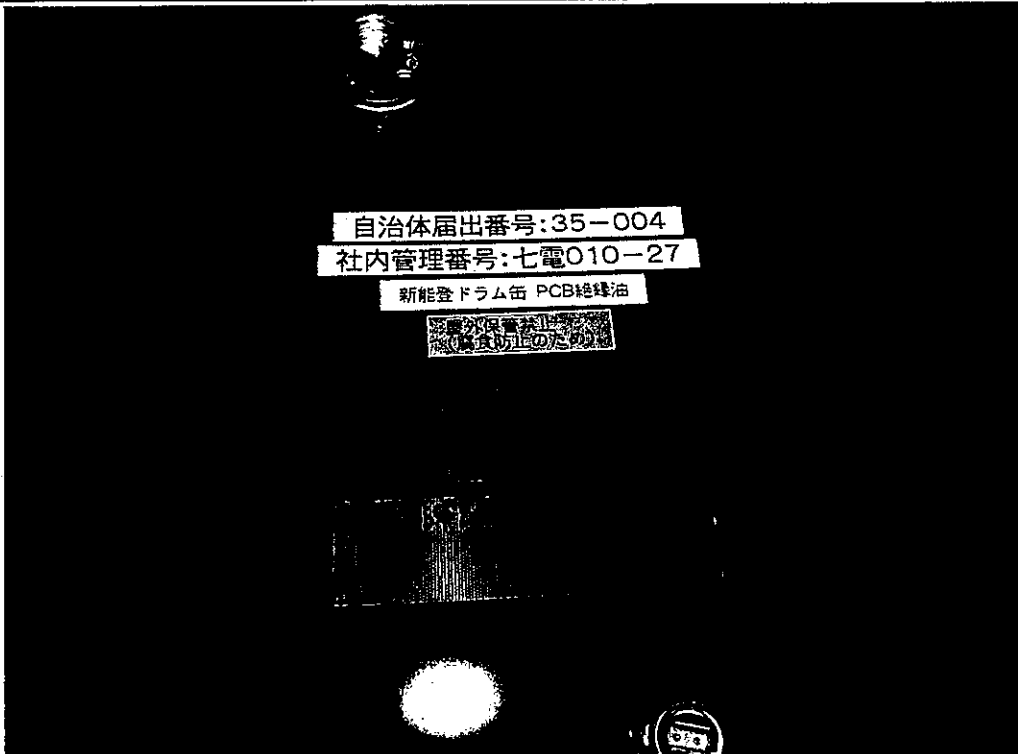
届出番号	自治体届出番号：35-001	容器の性状	鋼製容器（ドラム缶）		
保管場所	新能登変電所	油量(L)	—	検出濃度(ppm)	
廃棄物の種類	ウエス等				



届出番号	自治体届出番号：35-002	容器の性状	鋼製容器（ドラム缶）		
保管場所	新能登変電所	油量(L)	—	検出濃度(ppm)	
廃棄物の種類	ウエス等				



届出番号	自治体届出番号：35-003	容器の性状	鋼製容器（ドラム缶）		
保管場所	新能登変電所	油量(L)	91L	検出濃度(ppm)	
廃棄物の種類	PCB含有絶縁油				
					

届出番号	自治体届出番号：35-004	容器の性状	鋼製容器（ドラム缶）		
保管場所	新能登変電所	油量(L)	134.22	検出濃度(ppm)	
廃棄物の種類	PCB含有絶縁油				
					

届出番号	自治体届出番号：35-005	容器の性状	鋼製容器（ドラム缶）		
保管場所	新能登変電所	油量(L)	195	検出濃度(ppm)	
廃棄物の種類	PCB含有絶縁油				
					

届出番号	自治体届出番号：35-006	容器の性状	鋼製容器（ドラム缶）		
保管場所	新能登変電所	油量(L)	135	検出濃度(ppm)	
廃棄物の種類	PCB含有絶縁油				
					

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書 (保管事業者及び所有事業者用)

6 年 5 月 1 日

石川県知事 殿



届出者 住所 石川県鹿島郡中能登町能登部上ヲ1
 氏名 石川県立鹿西高等学校 校長 横田 禎
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 0767-72-2299

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項 (法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づき、平成 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	石川県立鹿西高等学校		
保管事業場の所在地	石川県鹿島郡中能登町能登部上ヲ1		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	主事 濱高 智子	電話番号	0767-72-2299
保管の場所	石川県鹿島郡中能登町能登部上ヲ1 石川県立鹿西高等学校		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
① 2-001	変圧器 (トランス)	100 KVA	東京芝浦電気 (株)	HCR-S1	1974	その他		1 台	413.0 kg	低濃度	なし	囲い無、揭示有	混在	なし		0.94mg/kg
② 2-002	コンデンサー (3kg以上)	20 KVA	東京芝浦電気 (株)	BRTR-A6JR4	1973	不燃性 (合成) 絶縁油		1 台	16.0 kg	低濃度	なし	囲い有、揭示有	分別	なし		2.6mg/kg
③ 3-001	コンデンサー (3kg未満)	1000 WV	Nichicon	CP701A3A 405K	1978			2 台	732.0 g	低濃度	その他	囲い無、揭示有	混在	なし		低濃度とみなし処分予定

ワークボルト

3

3-001	コンデンサー (3kg未満)	1500 WV	Nichicon	CP701A3T 504V	1967	4	台	328.0	g	低濃度	その他	囲い 無、掲 示有	混在	なし	低濃度と みなし処 分予定
3-001	コンデンサー (3kg未満)	1600 WV	Nichicon	CP701A3C 504K		1	台	89.0	g	低濃度	その他	囲い 無、掲 示有	混在	なし	低濃度と みなし処 分予定
3-001	コンデンサー (3kg未満)	1500 WV	Nichicon	CP701A3T 504K		1	台	87.0	g	低濃度	その他	囲い 無、掲 示有	混在	なし	低濃度と みなし処 分予定
3-001	コンデンサー (3kg未満)	1000 WV	TKS	CPBMW-C	1968	1	台	51.0	g	低濃度	その他	囲い 無、掲 示有	混在	なし	1.6mg/kg
3-001	コンデンサー (3kg未満)	400 WV	nichicon	JCP-A		1	台	21.0	g	低濃度	その他	囲い 無、掲 示有	混在	なし	低濃度と みなし処 分予定
3-001	コンデンサー (3kg未満)	1600 V	nichicon	CP-C 0.22M		2	台	43.0	g	低濃度	その他	囲い 無、掲 示有	混在	なし	低濃度と みなし処 分予定
3-001	コンデンサー (3kg未満)	400 WV	nichicon	CP-C 0.1 μ F (M)		2	台	12.0	g	低濃度	その他	囲い 無、掲 示有	混在	なし	低濃度と みなし処 分予定
3-001	コンデンサー (3kg未満)	400 WV	nichicon	CP-C 0.047 μ F (M)		1	台	3.0	g	低濃度	その他	囲い 無、掲 示有	混在	なし	低濃度と みなし処 分予定
3-001	コンデンサー (3kg未満)	1500 WV	nichicon	CP-C 0.01 μ F (M)		1	台	3.0	g	低濃度	その他	囲い 無、掲 示有	混在	なし	低濃度と みなし処 分予定
3-001	コンデンサー (3kg未満)	400 WV	nichicon	CP-C 0.022 μ F (M)		3	台	7.0	g	低濃度	その他	囲い 無、掲 示有	混在	なし	低濃度と みなし処 分予定
3-001	コンデンサー (3kg未満)	630 V	nichicon	CP-C 0.01K		1	台	2.0	g	低濃度	その他	囲い 無、掲 示有	混在	なし	低濃度と みなし処 分予定
3-001	コンデンサー (3kg未満)	400 WV	nichicon	CP-C 0.02 μ F (M)		2	台	4.0	g	低濃度	その他	囲い 無、掲 示有	混在	なし	低濃度と みなし処 分予定
3-001	コンデンサー (3kg未満)	400 WV	nichicon	CP-C 0.001 μ F (M)		1	台	1.0	g	低濃度	その他	囲い 無、掲 示有	混在	なし	低濃度と みなし処 分予定
3-001	コンデンサー (3kg未満)	400 WV	nichicon	CP-C 0.0022 μ F (M)		1	台	2.0	g	低濃度	その他	囲い 無、掲 示有	混在	なし	低濃度と みなし処 分予定
3-001	コンデンサー (3kg未満)	400 V	日本ケミ コン	.5 (M) CP-C67		4	台	67.0	g	低濃度	その他	囲い 無、掲 示有	混在	なし	低濃度と みなし処 分予定
3-001	コンデンサー (3kg未満)	400 V	日本ケミ コン	.5 (M) CP-C68		1	台	17.0	g	低濃度	その他	囲い 無、掲 示有	混在	なし	低濃度と みなし処 分予定

3

3-001	コンデンサー (3kg未満)	400	V	日本ケミ コン	.3(M) CP-C66			1	台	13.0	g	低濃度	その他	囲い 無、掲 示有	混在	なし	低濃度と みなし処 分予定
3-001	コンデンサー (3kg未満)	400	V	日本ケミ コン	.2(M) CP-C67			4	台	34.0	g	低濃度	その他	囲い 無、掲 示有	混在	なし	低濃度と みなし処 分予定
3-001	コンデンサー (3kg未満)	400	V	日本ケミ コン	.1(M) CP-C66			1	台	5.0	g	低濃度	その他	囲い 無、掲 示有	混在	なし	低濃度と みなし処 分予定
3-001	コンデンサー (3kg未満)	400	V	日本ケミ コン	.1(M) CP-C67			1	台	5.0	g	低濃度	その他	囲い 無、掲 示有	混在	なし	低濃度と みなし処 分予定
3-001	コンデンサー (3kg未満)	400	V	日本ケミ コン	.1(M) CP-C69			5	台	26.0	g	低濃度	その他	囲い 無、掲 示有	混在	なし	低濃度と みなし処 分予定
3-001	コンデンサー (3kg未満)	400	V	日本ケミ コン	.05(M) CP-C67			2	台	6.0	g	低濃度	その他	囲い 無、掲 示有	混在	なし	低濃度と みなし処 分予定
3-001	コンデンサー (3kg未満)	400		日本ケミ コン	.01(M) CP-C67			3	台	4.0	g	低濃度	その他	囲い 無、掲 示有	混在	なし	低濃度と みなし処 分予定
3-001	コンデンサー (3kg未満)	400		日本ケミ コン	.01(M) CP-C69			1	台	2.0	g	低濃度	その他	囲い 無、掲 示有	混在	なし	低濃度と みなし処 分予定
3-001	コンデンサー (3kg未満)	400	V	日本ケミ コン	.01(M) CP-C76			1	台	2.0	g	低濃度	その他	囲い 無、掲 示有	混在	なし	低濃度と みなし処 分予定
3-001	コンデンサー (3kg未満)	400		日本ケミ コン	.001(M) CP-C67			2	台	3.0	g	低濃度	その他	囲い 無、掲 示有	混在	なし	低濃度と みなし処 分予定
3-001	コンデンサー (3kg未満)	400		日本ケミ コン	.002(M) CP-C67			1	台	2.0	g	低濃度	その他	囲い 無、掲 示有	混在	なし	低濃度と みなし処 分予定
3-001	コンデンサー (3kg未満)	400		日本ケミ コン	.0047(M) CP-C69			2	台	3.0	g	低濃度	その他	囲い 無、掲 示有	混在	なし	低濃度と みなし処 分予定
3-001	コンデンサー (3kg未満)	400		日本ケミ コン	.005(M) CP-C67			1	台	2.0	g	低濃度	その他	囲い 無、掲 示有	混在	なし	低濃度と みなし処 分予定
4-001	その他(試 薬)							1	個	37.0	g	低濃度	その他	囲い 無、掲 示有	混在	なし	

5

(日本産業規格 A列4番)

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号(平成28年度の保管状況を届け出る場合の例:28-001)を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器(トランス)等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること(例:不燃性油)。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数(個数)を、その他のものについては保管している容器の数(缶数等)を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数(個数)を把握することができないときは、保管している容器の数(缶数等)を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数(個数)を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 1. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 2. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること(例:「ドラム缶」、「なし」)。
 3. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 4. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 5. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること(例:「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」)。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し(廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。)を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号(平成28年度の保管状況を届け出る場合の例:28-001)を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器(トランス)等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること(例:不燃性油)。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数(個数)を、その他のものについては保管している容器の数(缶数等)を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数(個数)を把握することができないときは、保管している容器の数(缶数等)を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数(個数)を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること(例:「ドラム缶」、「なし」)。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること(例:「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度 Δ mg/kg」、「今後分析予定」)。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し(廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。)を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。